

## ★契約、支払の遅延・誤りにご注意を！！

今号では、今年度、各所属で財務に関する事務を対象に実施していただいた「リスク把握・評価」のとりまとめ結果についてお伝えします。リスク評価は、影響度と発生可能性により行いますので、各所属から報告を受けた 138（46 所属×3）のリスクを一定のカテゴリーに分類した上で、次の表に集計しました。

影響度-発生可能性の組合せにより、重要度の高い順に A～E のグループとなり、重要度の特に高い A 及び B には 58 件のリスクが報告されました。

影響度 ↑	大	<b>C</b> 不適切な契約 10(4) 不十分な現金等管理 8(7) 支払遅延・誤り等 3(3)	<b>B</b> 33 支払遅延・誤り等 9(4) 不十分な現金等管理 9(9) 不適切な契約 5(1)	<b>A</b> 19 不適切な契約 7(2) 支払遅延・誤り等 3(1) 不適切な補助金支出 2
	中	<b>D</b> 20 不適切な契約 5(2) 不十分な備品管理 4(3) システム入力誤り 3	<b>C</b> 23 不適切な契約 7(3) 支払遅延・誤り等 5(4) 不十分な備品管理 5(5)	<b>B</b> 6 支払遅延・誤り等 2(1) 不適切な契約 2
	小	<b>E</b> 1	<b>D</b> 4 システム入力誤り 2(2)	<b>C</b> 3
		低	中	高

発生可能性 →

※A～Eの各区分の件数上位3つのリスク分野(複数件数に限る)を記載  
 ※( )内はうち区役所

重要度 A 及び B のリスク 58 件のうち、報告件数が最も多かったのは、「不適切な契約」、「支払遅延・誤り等」のカテゴリーに分類されるリスクでした。



現在、開会中の通常国会において、地方自治法等の一部を改正する法律案が提出される見込みです。改正案では、財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保することを目的に、市長が内部統制に関する方針を定めた上で、内部統制体制を整備するとともに、毎会計年度、その運用状況の評価を行うこと等が義務付けされることになっています。

来年度以降、上記のようなリスクを含め、財務に関する事務におけるリスクへの対応策を全市的な視点・方針で整備していく予定ですので、皆様の引き続きのご協力をよろしくお願いします！！

## ★今日はなんの日？～今号は「2月19日」にまつわるお話です～

2月19日は、180年前の1837年に『大塩平八郎の乱』が起きた日です。「乱」なので、武闘派のイメージが強いかもしれませんが、大塩平八郎は陽明学者で、大坂に私塾・先心洞を開き、塾生に指導をしていました。

ところで、大塩平八郎が学んだ陽明学には「知行合一（ちこう（ぎょう）ごういつ）」という考え方があるのですが、これは簡単に言うと、「知識と行為は一体であり、本当の知は実践を伴わなければならない」というものです。

今年度、内部統制員の方にアンケートにご協力いただいたところ、多くの方が内部統制について理解を深めていただいていることが分かりました。ただ、私たちが最終的に目指すのは、実際に内部統制が適切に整備・運用され、機能している状態です。知識を「本当の知」とするため、引き続き「実践」を進めていきましょう！！

